

### 長崎県少年保護育成条例

改正  
 昭和五十三年四月一日 長崎県条例第十七号  
 昭和五十六年四月一日 条例第十四号  
 昭和六十一年三月三十一日 条例第二十号  
 平成四年三月三十日 条例第四十三号  
 平成八年七月十九日 条例第二十九号  
 平成十二年三月二十四日 条例第二十八号  
 平成十四年三月二十七日 条例第二十五号  
 平成十九年三月二十三日 条例第六号

長崎県児童保護育成条例(昭和三十二年長崎県条例第四十号)の全部を改正する。

#### (目的)

第一条 この条例は、少年の心身の健全な発達に有害な影響を与え、又はそのおそれのある行為を防止するとともに、少年をとりまく社会環境を浄化し、もって少年の健全な育成を図ることを目的とする。

2 何人も、少年が健全に育成されるように努め、少年を保護し、善導しなければならない。

#### (定義)

第二条 この条例で「少年」とは、小学校就学の始期から十八歳に達するまでの者(他の法令により成年者と同一の能力を有する者を除く)をいう。

2 この条例で「保護者」とは、親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監、使用者その他の者で少年を現に監護する者をいう。

#### (有害興行を行う場所への入場禁止)

第三条 知事は、興行(有償、無償を問わず映画、演劇、見せ物その他これらに類するものをいう。以下同じ。)(で、その内容が著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害すると認められるものについては、当該興行を有害興行として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定をしたときは、その旨を公示するとともに、興行を行う者に周知させるように努めなければならない。

3 前項の規定により公示された興行(以下、「有害興行」という。)を行う者は、規則で定める標識を当該興行場の入口に掲示し、少年を入場させてはならない。

4 保護者は、有害興行を少年に見せてはならない。

5 何人も、保護者に協力して有害興行を少年に見せないように努めなければならない。

#### (有害図書類の販売等の禁止)

第四条 知事は、図書類(書籍、図画、雑誌その他の刊行物及び写真、スライドフィルム並びに録音盤、映画フィルム、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク、光ディスクその他の映像又は音声記録されているものをいう。以下同じ。)(で、その内容が著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害すると認められるものについては、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。ただし、必要があると認める場合において、図書類を販売し、貸付け、閲覧させ、又は視聴させることを業とする者(以下、「販売業者等」という。)(に対しその旨の通知をしたときは、当該販売業者に対しては、公示の効力を生ずるものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害図書類とする。

- (一) 書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)(を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載する紙面(表紙を含む。)(のページ数が、当該書籍又は雑誌の総ページ数の三分の一以上を占めるもの)
- (二) 映画フィルム、ビデオテープ、磁気ディスク又は光ディスクで、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定める内容を有するものの描写の時間が合わせて三分を超えるもの
- (三) 図書類の製作又は販売を行う者の組織する団体で規則で定めるものが審査し、少年の閲覧又は視聴を不適当とした図書類で、規則で定めるところにより、少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

4 知事は、第一項の規定により指定をしたときは、第二項ただし書の規定により通知する場合を除き、販売業者等に周知させるように努めなければならない。

5 販売業者等は、第二項の規定により公示され、又は公示の効力を生ずるものとされた図書類及び第三項に規定する図書類(以下「有害図書類」という。)(を少年に販売し、配布し、贈与し、貸付け、聞かせ、又は少年と交換してはならない。

6 販売業者等は、有害図書類(録音盤、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク又は光ディスクで音声のみを記録したものを除く。)(を少年に見せてはならない。

7 販売業者等は、有害図書類を陳列するときは、当該図書類を他の図書類と区分して店内の容易に監視でき、かつ、少年の目に触

れにくい場所に置き、その場所に規則で定める標識を掲示しなければならない。

8 知事は、前項の規定に違反している販売業者等に対し、有害図書類の陳列の場所を変更し、又は規則で定める標識を掲示すべきことを勧告することができる。

9 保護者は、少年に対し、第五項及び第六項に規定する行為をしてはならない。

10 何人も、保護者に協力して少年に対し、第五項及び第六項に規定する行為をしないように努めなければならない。

#### (インターネットの利用についての環境の整備)

第四条の二 保護者は、少年がインターネットの利用によつて得られる情報であつて、その内容が著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの(以下、「有害情報」という。)(については、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)(の機能を有するソフトウェアの活用等により、少年に閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならない。

2 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第一三七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)(及びインターネットを利用することができる通信端末機器の販売又は貸付けを業とする者は、当該通信端末機器が使用される場合は、当該役務の提供又は当該通信端末機器の販売若しくは貸付けの契約を締結する際に、少年が有害情報を閲覧し、又は視聴しないように、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他の必要な情報を提供し、その利用を推奨するよう努めなければならない。

3 インターネットを利用することができる通信端末機器を公衆の利用に供する者は、利用者が少年に該当しないか確認するとともに、利用者が少年である場合は、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用等により、少年に有害情報を閲覧させ、又は視聴させないよう努めなければならない。

#### (広告物に対する措置命令)

第五条 知事は、公衆の観覧に供する広告物の内容が著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害すると認められるものについては、当該広告物の広告主に対してその内容の変更、除去その他必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた広告主は、直ちに当該広告物の内容を変更し、除去しその他必要な措置をとらなければならない。

#### (有害がん具類の販売等の禁止)

第六条 知事は、がん具類（がん具、器具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に定める刀剣類を除く。）その他これらに類するものをいう。以下同じ。）でその形態、構造又は機能が著しく少年の性的感情を刺激するもの（以下、「わいせつがん具類」という。）又は人体に危害を及ぼし、若しくは犯罪を誘発助長するおそれがあるもの（以下、「危険がん具類」という。）で少年の健全な育成を阻害すると認めるものについては、当該がん具類を有害がん具類として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定をしたときは、その旨を公示するとともに、がん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下、「がん具類販売業者等」という。）に周知させるように努めなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、わいせつがん具類で、性的興味をそそるため、性行為又は性器を題材として製作されたものその他の規則で定めるものは、有害がん具類とする。

4 がん具類販売業者等は、第二項の規定により公示されたがん具類及び前項に規定するがん具類（以下、「有害がん具類」という。）を少年に販売し、配布し、贈与し、貸付け、又は少年と交換してはならない。

5 がん具類販売業者等は、有害がん具類（危険がん具類を除く。）を少年に見せてはならない。

6 保護者は、少年に対し、前二項に規定する行為をしてはならない。

7 何人も、保護者に協力して少年に対し、第四項及び第五項に規定する行為をしないように努めなければならない。

（不健全に使用されるおそれのある薬品等の販売等の禁止）  
第七条 何人も、少年が催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品等で規則で定めるもの（以下、「特定薬品等」という。）を不健全に使用するおそれがあることを知って少年にこれを販売し、贈与し、又は所持させてはならない。

2 何人も、特定薬品等の不健全な使用を少年に勧誘し、又は強要してはならない。

（自動販売機等の届出等）  
第八条 自動販売機又は自動貸出機以下、自動販売機等（以下、「自動販売機等」という。）は、当該自動販売機等が法令により少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、これを適

用しない。  
知事は、自動販売機等業者若しくは遊玩用品自動販売機業者又は自動販売機等管理責任者が第一項、第二項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売機等業者又は遊玩用品自動販売機業者に対し、自動販売機等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（物品買受及び古物買受等の禁止）  
第十一条 保護者は、特別の理由がある場合を除き、質屋営業法昭和二十五年法律第一五八号（第一条第二項に定める質屋又は古物営業法（昭和二十四年法律第一〇八号）第二条第三項に定める古物商の営業所）には、入質又は売渡しを目的として少年に出入させはならない。

2 質屋業又は古物商を営む者は、少年から保護者の承諾のない物品を質にとり、又は買受けてはならない。

（住所、氏名及び電話番号）  
（三）自動販売機等の設置場所  
（四）前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項  
2 前項第二号の自動販売機等管理責任者は、自動販売機等を設置する市町村ごとに置くものとし、その市町村内に住所を有する者でなければならない。

3 自動販売機等業者又は遊玩用品自動販売機業者（法人にあってはその代表者とする。）は、当該自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に住所を有し、当該自動販売機等を適正に管理することができるときは、自ら自動販売機等管理責任者となることができる。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、届事が交付する届出済証及び表示票をちよう付しなければならない。

5 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（自動販売機等による販売等の自主規制）  
第九条 自動販売機等業者及び図書類又はがん具類に係る自動販売機等管理責任者（以下、「自動販売機等業者等」という。）は、当該図書類の内容又は当該がん具類の形態、構造若しくは機能が著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該図書類又は当該がん具類を自動販売機等に収納してはならない。

2 遊玩用品自動販売機業者及び遊玩用品に係る自動販売機管理責任者（以下、「遊玩用品自動販売機業者等」という。）並びに自動販売機によらず遊玩用品を販売することを業とする者は、遊玩用品を少年に販売し、又は贈与しないように努めるものとする。

（自動販売機等による販売等の制限）  
第十条 自動販売機等業者等は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等業者等は、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類について第四条第一項の規定による公示若しくは通知又は第六条第二項の規定による公示があったときは、直ちに当該図書類又は当該がん具類を除去しなければならない。

3 遊玩用品自動販売機業者等は、当該自動販売機を常時監視できず屋内に設置し、かつ、屋外から購入できないような措置をとらなければならない。ただし、自動販売機が法令により少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、少年が自動販売機から購入することができない措置が講じられている場合は、この限りでない。

4 第一項及び第二項の規定は、自動販売機等が法令により少年の立入りが禁止されている場所に設置されている場合は、これを適

用しない。  
知事は、自動販売機等業者若しくは遊玩用品自動販売機業者又は自動販売機等管理責任者が第一項、第二項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売機等業者又は遊玩用品自動販売機業者に対し、自動販売機等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（物品買受及び古物買受等の禁止）  
第十一条 保護者は、特別の理由がある場合を除き、質屋営業法昭和二十五年法律第一五八号（第一条第二項に定める質屋又は古物営業法（昭和二十四年法律第一〇八号）第二条第三項に定める古物商の営業所）には、入質又は売渡しを目的として少年に出入させはならない。

2 質屋業又は古物商を営む者は、少年から保護者の承諾のない物品を質にとり、又は買受けてはならない。

（深夜外出制限）  
第十三条 保護者は、深夜（午後十一時から翌日の日の出までをいう。以下同じ。）その監護に係る少年が外出する場合は、自ら同行し、又は成年者（二十歳以上の者をいう。）を同行させるように努めなければならない。

2 何人も、深夜、保護者の委託を受けず、又は承諾を得ないで少年を同行して外出してはならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 何人も、深夜、少年が保護者の承諾を得ないで外出している場合は、保護及び善導に努めなければならない。

（深夜興行場等への入場禁止）  
第十四条 興行を行う者及び設備を設けて客に遊技、スポーツその他これらに類するものを行わせる営業で規則で定めるものを営む者（以下、「興行者等」という。）は、深夜、当該興行又は営業の場所に少年を入場させてはならない。

2 興行者等は、深夜、興行を行い又は営業を営む場合は、規則で定める標識を、当該興行又は営業の場所の入口に掲示しなければならない。

第十五条 削除  
（みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）  
第十六条 何人も、少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

れ、又は少年がこれらの行為を行つたおそれがあることを知つて、場所の提供又はあつせんをしてはならない。

- (一) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (二) 射幸的行為
- (三) 特定薬品等を不健全に使用する行為
- (四) 喫煙又は飲酒行為
- (五) 入れ墨を施す行為

(審議会への諮問)

第十八条 知事は、第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定による指定をし、第五条第一項の規定による措置をとることを命じ、又は第四条第三項第一号及び第二号に規定する規則で定める内容並びに同項第三号に規定する規則で定めるもの及び規則で定める場合並びに第六条第三項に規定する規則で定めるものを定めようとするときは、長崎県少年保護育成審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、その意見を聴かなければならない。ただし、知事が特に緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、少年の健全育成に関する重要事項の調査審議に關し必要があると認めるときは、審議会に諮問し、その意見を聴くことができる。

3 知事は、第一項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで当該指定をし、措置を命じ、又は規則で定める内容等を定めるときは、次に開かれる審議会にその旨を報告し、その承認を求めなければならない。

(通告の義務)

第十九条 何人も、この条例に触れる行為のあつた少年を発見したときは、速やかに児童相談所長に通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた児童相談所長は、少年又はその保護者に訓戒を加え、誓約書を提出させる等児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第二十七条第一項各号に掲げられた措置をとらなければならない。

(相互協力の義務)

第二十条 教育委員会、警察その他少年の教育、指導及び監護に關係のあるすべての機関は、この条例の実施に当たっては相互に協力しなければならない。

(立入調査)

第二十一条 知事は、第三条、第四条、第五条、第六条、第七条、第八条、知事、第十一条、第十四条、第十六条又は第十七条の規定を実施するため必要があるときは、関係公務員に、営業時間中興行場その他の営業所内に立入調査させ、又は関係者から資料の提出を求めさせ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査は、必要の最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつては

ならない。

3 関係公務員は、第一項の規定による立入調査を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(罰 則)

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- (一) 第十六条第一項の規定に違反して少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をした者
- (二) 第十六条第二項の規定に違反して少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、若しくは見せた者
- (三) 第十六条の二の規定に違反して少年に対し、入れ墨を施し、若しくは入れ墨を受けるように勧誘し、若しくは強要し、又は少年に対する入れ墨の施術をあっせんした者
- (四) 第十七条第一号又は第五号の規定に違反して場所の提供又はあつせんをした者

2 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- (一) 第五条第一項の規定による措置命令に違反した者
- (二) 第七条第一項の規定に違反して少年に特定薬品等を販売し、贈与し、又は所持させた者
- (三) 第七条第二項の規定に違反して特定薬品等の不健全な使用を少年に勧誘し、又は強要した者
- (四) 第八条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (五) 第八条第五項の規定に違反して変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (六) 第十条第一項の規定に違反して有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等に収納した者
- (七) 第十条第二項の規定に違反して、第四条第二項の規定により公示され、若しくは通知された図書類又は第六条第一項の規定により公示されたがん具類を直ちに除去しなかつた者
- (八) 第十条第三項の規定に違反して避妊用品に係る自動販売機を常時監視できる屋内に設置せず、又は屋外から購入できないような措置を採らなかつた者
- (九) 第十条第五項の規定による措置命令に違反した者
- (十) 第十七条第二号又は第三号の規定に違反して場所の提供又はあつせんをした者

3 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金又は料料に処する。

- (一) 第三条第三項の規定に違反して少年を入場させた者
- (二) 第四条第五項又は第六項の規定に違反して有害図書類を少年に販売し、配布し、贈与し、貸し付け、見せ、聞かせ、又は少年と交換した者
- (三) 第六条第四項又は第五項の規定に違反して有害がん具類を

少年に販売し、配布し、贈与し、貸し付け、見せ、又は少年と交換した者

- (四) 第十一条第二項の規定に違反して少年から物品を質に取
- (五) 第十四条第一項の規定に違反して深夜、当該興行又は営業の場所に少年を入場させた者

4 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は料料に処する。

- (一) 第十七条第四号の規定に違反して場所の提供又はあつせんをした者
- (二) 第二十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の答弁をした者

(無過失免責)

第二十三条 第三条第三項、第四条第五項若しくは第六項、第六条第四項若しくは第五項、第七条、第十一条第二項、第十四条第一項、第十六条、第十六条の二又は第十七条の規定に違反した者は、当該少年の年齢を知らないことを理由として、前条第一項から第三項まで及び第四項第一号の規定による処罰を免れることができな。ただし、当該少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第二十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金又は料料の刑を科する。

(委任)

第二十五条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 2 この条例による改正前の長崎県児童保護育成条例の規定により行われた指定、命令その他の処分は、長崎県少年保護育成条例中これに相当する規定があるときは、この条例によつてなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年条例第十四号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に自動販売機を設置している自動販売機業者及び避妊用品自動販売機業者については、当該自動販売機を施行の日に設置したものとみなして、改正後の条例を適用す

る。

附 則（昭和六十一年条例第二十号）  
この条例は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（平成四年条例第四十三号）  
この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則（平成八年条例第二十九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成八年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 自動貸出機により図書類又はがん具類を貸し付けることを業とする者であつて、この条例の施行の際現に自動貸出機を設置しているものについては、当該自動貸出機をこの条例の施行の日に設置したものとみなして、改正後の第八条第一項の規定を適用する。

附 則（平成十二年条例第二十八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 自動販売機等業者又は避妊用品自動販売機業者であつて、この条例の施行の際現に自動販売機等を設置している者は、平成十二年六月三十日まで、この条例による改正後の長崎県少年保護育成条例（以下「新条例」という。）第八条第一項第一号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、新条例第八条第一項の規定に違反したものとみなして、新条例第二十二條第二項第四号及び第二十四條の規定を適用する。

4 附則第二項に規定する者に係る有害図書類又は有害がん具類（自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類について第四条第二項の規定による公示若しくは通知又は第六条第二項の規定による公示があつたときの当該図書類又はがん具類を含む。）の自動販売機等への収納の制限については、この条例の施行の日から三月を経過する日までの間は、新条例第十条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成十四年条例第二十五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

（長崎県青少年問題協議会の組織及び運営に関する条例の廃止）  
2 長崎県青少年問題協議会の組織及び運営に関する条例（昭和二十九年長崎県条例第四十五号）は、廃止する。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

3 附属機関の設置に関する条例（昭和二十九年長崎県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕略

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。